

令和6年度第8回 常議員会資料

日時 令和7年2月12日(水) 午後1時30分

場所 黒石商工会議所 会頭室

黒石商工会議所

令和 6 年度スローガン

『 激 変 の 時 を 乗 り 越 え て

未 来 創 造 』

次 第

1. 開 会

2. 会 頭 挨 捶

3. 議 案 審 議

議案第 1 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算（案）について

議案第 2 号 令和 6 年度中小企業相談所特別会計収支補正予算（案）について

議案第 3 号 育児・介護休業等に関する規則の改正（案）及び黒石商工会議所職員就業規則の改正（案）について

議案第 4 号 黒石商工会議所個人情報保護規則の一部改正（案）について

議案第 5 号 黒石商工会議所特定個人情報保護規程の一部改正（案）について

議案第 6 号 黒石商工会議所倫理規程（案）について

議案第 7 号 黒石商工会議所内部通報制度に関する規程（案）について

議案第 8 号 黒石商工会議所財務関係資料等の公開に関する規則（案）について

4. 報 告 事 項

①各部会・委員会、青年部・女性会活動について

5. そ の 他

議案第1号 令和6年度一般会計収支補正予算（案）について

令和6年度一般会計収支補正予算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

収入の部

(単位：円)

款	項	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
1 会 費		14,316,000	14,352,000	△ 36,000	
	1 個 人 会 費	3,009,000	3,300,000	△ 291,000	1,003口
	2 法 人 会 費	4,854,000	4,980,000	△ 126,000	809口
	3 役 員 会 費	4,182,000	3,822,000	360,000	696,000×1 180,000×3 132,000×20 102,000×3
	4 議 員 会 費	2,265,000	2,220,000	45,000	60,000×37 45,000×1
	5 過 年 度 会 費	6,000	30,000	△ 24,000	
2 事 業 収 入		3,268,414	2,752,000	516,414	
	1 検 定 収 入	428,537	400,000	28,537	簿記、珠算、日商P.C他
	2 資 料 頒 布 収 入	0	0	0	
	3 青 年 部 事 業 収 入	1,937,530	1,612,000	325,530	
	4 女 性 会 事 業 収 入	678,347	640,000	38,347	
	5 そ の 他 事 業 収 入	224,000	100,000	124,000	
3 交 付 金		10,710,211	13,853,530	△ 3,143,319	
	1 補 助 金	3,821,240	3,002,040	819,200	黒石市、日本商工会議所
	2 助 成 金	0	0	0	
	3 委 託 費	6,888,971	10,851,490	△ 3,962,519	日本商工会議所、青森県、 中小企業庁、黒石市中活協
4 事 務 受 託 料		1,430,000	1,430,000	0	
	1 事 務 受 託 料	1,430,000	1,430,000	0	別記明細
5 雜 収 入		905,708	1,100,000	△ 194,292	
	1 諸 負 担 金	212,000	300,000	△ 88,000	永年勤続優良従業員表彰
	2 雜 収 入	693,708	800,000	△ 106,292	コピ一代、広告料、祝儀 団体定期保険配当金他
6 積 立 金		0	0	0	
	1 財政調整積立金取崩	0	0	0	
	2 青年部運営積立金取崩	0	0	0	
	3 女性会運営積立金取崩	0	0	0	
7 繰 入 金		8,800,000	7,800,000	1,000,000	
	1 中 小 企 業 相 談 所 会 計	3,800,000	3,800,000	0	
	2 議 員 選 挙 特 別 会 計	0	0	0	
	3 収 益 事 業 特 別 会 計	5,000,000	4,000,000	1,000,000	
8 繰 越 金		26,050,614	27,809,498	△ 1,758,884	
	1 繰 越 金	25,237,484	27,127,976	△ 1,890,492	
	2 青 年 部 繰 越 金	585,072	490,481	94,591	
	3 女 性 会 繰 越 金	228,058	191,041	37,017	
	合 計	65,480,947	69,097,028	△ 3,616,081	

支出の部

(単位:円)

款	項	目	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
1	事 業 費	16,761,029	19,977,991	△ 3,216,962		
	1 一 般 事 業 費	10,278,670	10,344,421	△ 65,751		
	1 商 工 振 興 費	3,011,352	2,449,900	561,452	部会委員会事業費、県連事業分担金各種団体会費他	
	2 檢 定 事 業 費	68,611	100,000	△ 31,389	簿記、珠算、日商PC他	
	3 調 査 事 業 費	517,927	592,040	△ 74,113	特定商工業者、通行量調査他	
	4 広 報 費	581,987	1,000,000	△ 418,013	商工くろいし他	
	5 会 員 関 係 費	1,454,507	1,600,000	△ 145,493	会員大会他	
	6 労 務 対 策 費	330,000	300,000	30,000	永年勤続従業員表彰他	
	7 観 光 事 業 費	1,533,000	1,500,000	33,000	こみせまつり、Instagram運営費他	
	8 税 務 対 策 費	18,000	30,000	△ 12,000	税務関係団体会費他	
	9 金 融 対 策 費	0	30,000	△ 30,000	金融懇談会他	
	10 青 年 部 事 業 費	2,044,430	2,002,481	41,949		
	11 女 性 会 事 業 費	718,856	740,000	△ 21,144		
	2 委 託・補 助 事 業 費	6,482,359	9,633,570	△ 3,151,211		
	事 業 環 境 変 化					
	1 対 応 型 支 援 事 業	2,787,080	0	2,787,080		
	2 中 小 企 業 者 等 LP ガス 等	1,819,028	9,633,570	△ 7,814,542	支援金給付 件 数 87件 給付額 1,616,044円	
	3 制 度 改 正 等 の 課 題 解 決	966,051	0	966,051		
	3 環 境 整 備 事 業					
	4 伴 走 型 小 規 模 事 業 者	910,200	0	910,200		
	4 支 援 推 進 事 業					
2	管 理 費	22,949,699	23,390,881	△ 441,182		
	1 給 与 費	13,084,589	13,199,180	△ 114,591		
	1 給 料	7,586,400	7,586,400	0	基本給3人分	
	2 諸 手 当	905,789	1,020,380	△ 114,591	通勤手当、超過勤務手当他	
	3 期 末 手 当	2,192,400	2,192,400	0		
	4 役 員 報 酬	2,400,000	2,400,000	0	常勤役員報酬	
	2 福 利 厚 生 費	2,426,469	2,355,701	70,768		
	1 福 利 厚 生 費	2,426,469	2,355,701	70,768	社会保険料、労働保険料他	
	3 旅 費 交 通 費	1,090,000	800,000	290,000		
	1 旅 費 交 通 費	1,090,000	800,000	290,000	各種会議出席旅費他	
	4 事 務 費	2,722,038	3,400,000	△ 677,962		
	1 通 信 費	466,066	600,000	△ 133,934	電話料、切手他	
	2 消 耗 品 費	891,397	800,000	91,397	事務用品他	
	3 印 刷 費	258,110	400,000	△ 141,890	総会資料他	
	4 賃 借 料	12,865	50,000	△ 37,135	コピー機リース料他	
	5 備 品 費	200,000	300,000	△ 100,000	事務機器	
	6 広 告 費	264,000	700,000	△ 436,000	新聞広告・求人広告他	
	7 雜 費	629,600	550,000	79,600	一般廃棄物処分料、イベント保険他	

(単位：円)

款	項	目	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
5	会議費	716,903	500,000	216,903		
	1 会議費	716,903	500,000	216,903	総会、常議員会他	
6	涉外費	641,000	900,000	△ 259,000		
	1 交際費	591,000	700,000	△ 109,000	祝儀、各種行事協賛金他	
7	2 慶弔費	50,000	200,000	△ 150,000	香典、お祝い	
	公課分担金	2,268,700	2,236,000	32,700		
3	1 公課分担金	2,268,700	2,236,000	32,700	日商、東北連、県連会費 消費税、固定資産税他	
	退職給与金	481,847	730,800	△ 248,953		
1	1 退職給与金	481,847	730,800	△ 248,953		
	1 特退金共済	453,000	576,000	△ 123,000		
	2 退職給与引当金	28,847	154,800	△ 125,953		
4	積立金	1,182,020	1,130,000	52,020		
	1 積立金	1,182,020	1,130,000	52,020		
	1 財政調整積立金	1,002,000	1,000,000	2,000		
	2 青年部運営積立金	100,000	100,000	0		
	3 女性会運営積立金	80,020	30,000	50,020		
5	繰出金	729,394	1,250,000	△ 520,606		
	1 中小企業相談所 特別会計繰出金	599,112	1,000,000	△ 400,888		
	1 中小企業相談所 1 特別会計繰出金	599,112	1,000,000	△ 400,888		
	2 特定退職金共済事業 特別会計繰出金	130,282	250,000	△ 119,718		
	1 特定退職金共済事業 1 特別会計繰出金	130,282	250,000	△ 119,718		
	予備費	23,376,958	22,617,356	759,602		
	1 予備費	23,376,958	22,617,356	759,602		
合計		65,480,947	69,097,028	△ 3,616,081		

令和6年度事務受託料明細

(単位：円)

団体名	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
1 黒石ロータリークラブ	350,000	350,000	0	
2 黒石青色申告会	120,000	120,000	0	
3 十日会	50,000	50,000	0	
4 黒石地区雇用対策協議会	80,000	80,000	0	
5 黒石地区エネルギー問題懇談会	100,000	100,000	0	
6 黒石地酒をたしなむ会	80,000	80,000	0	
7 黒石物産協会	100,000	100,000	0	
8 南黒燃焼器具整備協会	100,000	100,000	0	
9 黒石つゆやきそば伝紹会	100,000	100,000	0	
10 輝く黒石りんご市の会	50,000	50,000	0	
11 黒石小売酒販組合	300,000	300,000	0	
合計	1,430,000	1,430,000	0	

議案第2号 令和6年度中小企業相談所特別会計収支補正予算（案）について

令和6年度中小企業相談所
特別会計収支補正予算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

収入の部

(単位:円)

款	項	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
1	県補助金	42,192,516	41,296,806	895,710	
1	給料及び諸手当	23,813,200	23,212,000	601,200	
2	期末手当	7,870,950	7,870,950	0	
3	超過勤務手当	779,548	677,160	102,388	
4	福利厚生費	2,545,189	2,484,877	60,312	
5	旅費	231,064	219,640	11,424	
6	事務費	128,250	128,250	0	
7	福利環境整備費	1,931,400	1,774,000	157,400	
8	指導事業費	615,515	621,105	△ 5,590	
9	研修事業費	58,360	58,360	0	
10	小規模企業振興委員活動費	107,120	118,544	△ 11,424	
11	特定会議所直面問題会議旅費	70,200	70,200	0	
12	経営・技術強化支援事業費	130,000	150,000	△ 20,000	
13	小規模事業施策普及費	111,720	111,720	0	
14	商工会等指導環境推進費	3,800,000	3,800,000	0	
15	若手後継者等育成事業費	0	0	0	
16	むらおこし総合活性化事業費	0	0	0	
2	情報化推進事業費	50,000	50,000	0	
1	情報化推進事業費	50,000	50,000	0	
3	繰入金	599,112	1,000,000	△ 400,888	
1	繰入金	599,112	1,000,000	△ 400,888	一般会計より
4	手数料収入	6,500,000	6,500,000	0	
1	手数料収入	6,500,000	6,500,000	0	記帳代、決算料他
5	雑収入	350,000	150,000	200,000	
1	雑収入	350,000	150,000	200,000	企業共済手数料他
	合計	49,691,628	48,996,806	694,822	

支出の部

(単位:円)

款	項	補正予算額	当初予算額	比較増・減(△)	摘要
1	経営改善普及費	47,103,228	46,890,620	212,608	
1	給料及び諸手当	23,813,200	23,813,200	0	経営指導員3名、補助員2名 記帳専任職員3名
2	期末手当	7,870,950	7,870,950	0	
3	超過勤務手当	779,548	677,160	102,388	青申決算、講習会他
4	福利厚生費	5,110,378	5,160,660	△ 50,282	社会保険料、労働保険料
5	旅費	564,540	655,000	△ 90,460	指導旅費、研修旅費
6	事務費	1,078,650	960,000	118,650	消耗品費、調査費、通信費他
7	福利環境整備費	2,639,962	2,623,650	16,312	退職積立金
8	指導事業費	865,000	700,000	165,000	講習会開催費、金融指導費
9	研修事業費	75,200	100,000	△ 24,800	中小企業大学校研修費
10	小規模企業振興委員活動費	107,120	130,000	△ 22,880	振興委員謝金他
11	特定会議所直面問題会議旅費	115,680	80,000	35,680	
12	経営・技術強化支援事業	140,000	170,000	△ 30,000	
13	小規模事業施策普及費	143,000	150,000	△ 7,000	パンフレット他
14	商工会等指導環境推進費	3,800,000	3,800,000	0	一般会計繰出し
15	若手後継者等育成事業費	0	0	0	
16	むらおこし総合活性化事業費	0	0	0	
2	情報化推進事業費	0	50,000	△ 50,000	
1	情報化推進事業費	0	50,000	△ 50,000	
3	一般事業費	1,958,400	1,020,000	938,400	
1	商業活性化対策費	0	50,000	△ 50,000	
2	金融指導対策費	60,000	40,000	20,000	マル経審査会費用他
3	税務指導対策費	44,000	50,000	△ 6,000	税務支援謝金
4	労務指導対策費	0	10,000	△ 10,000	
5	記帳機械化等対策費	4,400	70,000	△ 65,600	ソフト購入費
6	経営対策費	250,000	150,000	100,000	研修会負担金他
7	情報化施設整備費	1,150,000	200,000	950,000	パソコン、フレッツ光使用料他
8	青年部・女性会活動推進費	450,000	450,000	0	
4	一般管理費	630,000	1,036,186	△ 406,186	
1	人件費	60,000	80,000	△ 20,000	補助対象外超過勤務手当
2	福利厚生費	75,000	200,000	△ 125,000	健康診断料他
3	旅費	200,000	100,000	100,000	補助対象外旅費
4	交際費	45,000	50,000	△ 5,000	
5	会議費	100,000	50,000	50,000	所内会議他
6	修繕費	20,000	100,000	△ 80,000	
7	退職給与引当金	0	50,000	△ 50,000	
8	雑費	130,000	150,000	△ 20,000	名刺、振込料金、灯油他
9	予備費	0	256,186	△ 256,186	
	合計	49,691,628	48,996,806	694,822	

議案第3号 育児・介護休業等に関する規則の改正（案）及び黒石商工会議所職員就業規則の改正（案）について

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われ、令和7年4月1日と10月1日の二段階で改正育児・介護休業法が施行される。これを受け、関連規則の改正を行いたい。

育児休業、子の看護等休暇、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第30条に基づき、職員の育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等</u>に関する取扱いについて定めるものである。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第30条に基づき、職員の育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</p>
<p>（年次有給休暇）</p> <p>第14条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした日及び子の看護等休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。</p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p>第14条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした日及び子の看護休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。</p>
<p>（子の看護等休暇）</p> <p>第19条 小学校第3学年修了までの子を養育する職員は、<u>次に定める</u>当該子の世話等のために、就業規則第23条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p><u>(1) 負傷し、又は疾病にかかった子の世話</u></p> <p><u>(2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u></p> <p><u>(3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u></p> <p><u>(4) 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</u></p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、子の看護等休暇を取得することができない。</p> <p><u>(1) 日雇職員</u></p> <p><u>(2) 会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</u></p> <p><u>① 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p><u>② 削除</u></p> <p>3 子の看護等休暇は、時間単位で取得することができる。</p>	<p>（子の看護休暇）</p> <p>第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第23条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、子の看護休暇を取得することができない。</p> <p><u>(1) 日雇職員</u></p> <p><u>(2) 会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</u></p> <p><u>① 入所6ヶ月未満の職員</u></p> <p><u>② 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>3 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。</p>

4 省略	4 省略
5 省略	5 省略
<p><u>(柔軟な働き方を実現するための措置)</u></p> <p>第20条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(対象職員)は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して受けることができる。</p> <p>(1) <u>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</u></p> <p>(2) <u>短時間勤務</u></p>	
<p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、措置を受けることができない。</p> <p>(1) <u>日雇職員</u></p> <p>(2) <u>会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</u></p> <p>① <u>入所1年未満の職員</u></p> <p>② <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p>	
<p>3 1 (1)に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>対象職員は、申し出ることにより、就業規則第17条の始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。</u></p> <p>・<u>通常勤務=午前8時30分始業、午後5時終業</u></p> <p>・<u>時差出勤A=午前8時始業、午後4時30分終業</u></p> <p>・<u>時差出勤B=午前9時始業、午後5時30分終業</u></p> <p>・<u>時差出勤C=午前9時30分始業、午後6時終業</u></p> <p>(2) <u>申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Cのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1ヶ月前までに、別に定める様式の育児時差出勤申出書を会議所に提出しなければならない。</u></p>	
<p>4 1 (2)に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、第17条のとおりとする。</p> <p>(法令との関係)</p>	<p>(法令との関係)</p> <p>第21条 育児休業、子の看護等休暇、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令に定めるところによる。</p>
<p>(禁止行為)</p> <p>第22条 省略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第23条 省略</p> <p>(1) <u>第22条(1)から(3)の行為を行った場</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第22条 省略</p> <p>(1) <u>第21条(1)から(3)の行為を行った場</u></p>

合 職員就業規則第39条第2項(1)から(4)までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格 (2)省略 (相談及び苦情への対応)	合 職員就業規則第39条第2項(1)から(4)までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格 (2)省略 (相談及び苦情への対応)
第24条 省略 2省略 3省略 4省略 5事務局長は、問題解決のための措置として、 第23条 による懲戒の他、行為者の異動等被害者 の労働条件及び就業環境を改善するために 必要な措置を講じる。 6省略	第23条 省略 2省略 3省略 4省略 5事務局長は、問題解決のための措置として、 第22条による懲戒の他、行為者の異動等被害者 の労働条件及び就業環境を改善するために 必要な措置を講じる。 6省略
(再発防止の義務)	(再発防止の義務)
第25条 省略 附 則 本規則の改正事項は令和7年4月1日から施 行する。	第24条 省略

介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 並びに介護短時間勤務等に関する規則

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第31条に基づき、職員の介護休業、介護休暇、 介護のための所定外労働、時間外労働 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。	第1条 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第31条に基づき、職員の介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。
(介護休暇)	(介護休暇)
第10条 省略 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護休暇をすることができない。 (1)日雇職員 (2)会議所と職員代表との間で締結された介護休業協定により介護休暇の対象から除外することとされた次の職員 ① 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 ②削除 3省略 4省略 5省略	第10条 省略 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護休暇をすることができない。 (1)日雇職員 (2)会議所と職員代表との間で締結された介護休業協定により介護休暇の対象から除外することとされた次の職員 ① 入所6ヶ月未満の職員 ② 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 3省略 4省略 5省略
(法令との関係)	(法令との関係)
第15条 介護休業、介護休暇、 介護のための所定外労働、時間外労働 及び深夜業の制限並びに 介護短時間勤務 について、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。	第15条 介護休業、介護休暇、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等について、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。
附 則	

本規則の改正事項は令和7年4月1日から施行する。	
--------------------------	--

黒石商工会議所職員就業規則

改 正 後	改 正 前
(時間外及び休日労働) 第22条 省略 2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申出た者の法定の労働時間を超える労働については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定めるものとする。 3 省略 4 省略 5 前項の深夜業の制限の手続等必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」別に定める。	(時間外及び休日労働) 第22条 省略 2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申出た者の法定の労働時間を超える労働については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定めるものとする。 3 省略 4 省略 5 前項の深夜業の制限の手続等必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。
(看護等休暇) 第27条 看護等休暇を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。	(看護休暇) 第27条 看護休暇を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。
(育児時間、育児休業等) 第30条 省略 2 省略 3 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。	(育児時間、育児休業等) 第30条 省略 2 省略 3 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。
(介護休業等) 第31条 省略 2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。	(介護休業等) 第31条 省略 2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。
(育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止)	(育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

<p>第44条 育児・介護休業等に関するハラスメントについては、第7条及び第39条のほか、詳細は「育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、<u>介護のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>	<p>第44条 育児・介護休業等に関するハラスメントについては、第7条及び第39条のほか、詳細は「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>
<p>附 則 本規則の改正事項は令和7年4月1日から施行する。</p>	

議案第4号 黒石商工会議所個人情報保護規則の一部改正（案）について

（改正後）

黒石商工会議所個人情報保護規程

（改正前）

黒石商工会議所個人情報保護規則

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報、<u>仮名加工情報</u>および<u>匿名加工情報</u>につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であって、<u>次のア又はイのいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条2項が定めるもの）が含まれるもの</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）</p>
<p>（2）要配慮個人情報</p> <p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利</p>	

益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

(3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(5) 保有個人データ

商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの

(6) 匿名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 本条(1)アに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

二 本条(1)イに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

(7) 加工方法等情報

匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに個人情報保護法43条1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)

(8) 仮名加工情報

個人情報の区分に応じて個人情報保護法第2条5項各号に定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識

<p><u>別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報</u></p> <p>(9) 個人関連情報</p> <p><u>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム</p> <p>商工会議所が保有する個人情報<u>および匿名加工情報</u>を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム</p> <p>商工会議所が保有する個人情報を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。</p> <p>2 個人情報<u>および匿名加工情報</u>を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 本規則は、商工会議所の従業者に対して適用する。</p> <p>2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。</p>
<p>(個人情報取得の原則)</p> <p>第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。<u>なお、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しなければならない。</u></p> <p>2 個人情報の取得は、<u>偽り又は不正な手段</u>によって行ってはならない。</p>	<p>(個人情報取得の原則)</p> <p>第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p> <p>2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。</p>
<p>(要配慮個人情報の取得の禁止)</p> <p>第5条 要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同意がある場合、および次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると</p>	<p>(特定の機微な個人情報の取得の禁止)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報を取得してはならない。ただし、これらの収集、利用又は提供について、明示的な情報主体の同意、法令に特別の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>(2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項</p> <p>(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項</p> <p>(4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項</p> <p>(5) 保健医療及び性生活に関する事項</p>

<p>き。</p> <p>(5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不适当に侵害するおそれがある場合を除く。) (商工会議所と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。</p> <p>(6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、その他個人情報保護法第57条1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に規程する目的による場合に限る。)により公開されている場合</p> <p>(7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>(8) 委託、事業承継又は共同利用 (個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。)に伴つて個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合</p>	
<p>(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)</p> <p>第7条 本人から<u>書面(電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。)</u>により直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、<u>あらかじめ利用目的を明示する</u>。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合</u></p> <p>(2) <u>目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u></p> <p>(3) <u>利用目的を明示することにより商工会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</u></p> <p>(4) <u>国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p>(5) <u>取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合</u></p>	<p>(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)</p> <p>第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先</p> <p>(2) 個人情報の取得及び利用目的</p> <p>(3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無</p> <p>(4) 個人情報を与えることは本人の任意であること</p> <p>(5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き</p>
<p><u>(間接的に個人情報を取得する場合の措置)</u></p> <p>第8条 前条に規定する以外の方法により個人情報を取得した場合は、<u>あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知又は公表する</u>。ただし、<u>前条第2号ないし第5号に該当する場合はこの限りでない</u>。</p>	<p>(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)</p> <p>第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第3号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意</p>

	<p>を得ている者から取得する場合 (2) 個人情報の取扱いを委託される場合 (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるお それのない場合</p>
<p><u>(第三者提供を受ける場合の記録の作成等)</u></p> <p><u>第9条 第三者から個人データの提供を受ける</u> <u>に際しては、個人情報保護委員会規則で定める</u> <u>ところにより、次に掲げる事項の確認を行う。</u> <u>ただし、当該個人データの提供が個人情報保護</u> <u>法第27条1項各号のいずれかに該当する場</u> <u>合、又は委託、事業承継又は共同利用に伴って</u> <u>行われる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該第三者の氏名又は名称および住所並</u> <u>びに法人にあっては、その代表者(法人でな</u> <u>い団体で代表者又は管理人の定めのあるも</u> <u>のにあっては、その代表者又は管理人)の氏</u> <u>名</u></p> <p>(2) <u>当該第三者による当該個人データの取得</u> <u>の経緯</u></p> <p>2 <u>前項に定める確認により当該個人情報が適</u> <u>法に取得されたことが確認できない場合は、</u> <u>その取得を自粛する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による確認を行ったときは、</u> <u>個人情報保護委員会規則で定めるところによ</u> <u>り、当該個人データの提供を受けた年月日、</u> <u>当該確認に係る事項その他の個人情報保護委</u> <u>員会規則で定める事項に関する記録を作成す</u> <u>る。</u></p> <p>4 <u>前項の記録は、当該記録を作成した日から</u> <u>個人情報保護委員会規則で定める期間保存す</u> <u>る。</u></p> <p><u>(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報</u> <u>を個人データとして取得することが想定さ</u> <u>れる場合)</u></p> <p><u>第10条 個人関連情報取扱事業者から提供を</u> <u>受ける個人関連情報を個人データとして取得</u> <u>することが想定される場合は、個人情報保護法</u> <p>第27条1項各号に掲げる場合を除き、当該個 人データに関して識別される本人から、当該個 人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提 供を受けて本人が識別される個人データとし て取得することを認める旨の同意を取得する ものとする。</p> <p>2 <u>個人関連情報の提供を受けて個人データと</u> <u>して取得する際は、前条(1項2号を除く)</u> <u>による確認および記録の作成等を行う。</u></p> <p><u>(個人情報の移送・送信の原則)</u></p> <p><u>第11条 個人情報および匿名加工情報の移送・</u> <u>送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、</u> <u>外部流出の危険を防止するために必要かつ適</u> <u>切な方法により、業務の遂行上必要な限りにお</u> <u>いてなし得るものとする。</u></p> <p><u>(個人情報の利用の原則)</u></p> <p><u>第12条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具</u> <u>体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行</u></p> </p>	
	<p>(個人情報の移送・送信の原則)</p> <p><u>第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限</u> <u>を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止</u> <u>するために必要かつ適切な方法により、業務の</u> <u>遂行上必要な限りにおいてなし得るものとす</u> <u>る。</u></p> <p>(個人情報の利用の原則)</p> <p><u>第10条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具</u> <u>体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行</u></p>

	上必要な限りにおいて利用できるものとする。	上必要な限りにおいて利用できるものとする。
2 合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。		
3 個人情報の利用にあたっては、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法を用いない。		
(個人情報の目的外の利用) 第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。	(個人情報の目的外の利用) 第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。	
2 省略	2 省略	
(個人情報の共同利用) 第14条 省略	(個人情報の共同利用) 第12条 省略	
(個人情報の取扱いの委託) 第15条 省略	(個人情報の取扱いの委託) 第13条 省略	(個人情報の第三者提供の原則) 第16条 個人情報は、次に掲げる場合(外国にある第三者に提供する場合は、第一号に掲げる場合)を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。 (1) 個人情報保護法第27条1項各号に定める例外に該当する場合 (2) 個人情報保護法第27条2項(オプトアウト)の場合。ただし、①要配慮個人情報、②第4条2項の規定に違反して取得されたもの、③他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたものを除く。
2 個人情報を第三者に提供する場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容(外国にある第三者に提供する場合には、これに加えて個人情報保護法第28条1項および2項に定める事項)を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。	2 個人情報を第三者に提供する場合には、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。	
3 省略	3 省略	
4 委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。)に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。 (第三者提供に係る記録の作成等) 第17条 個人データを第三者(個人情報保護法第2条5項各号に掲げる国の機関等を除く。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供了した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の		

<p>個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項1号に該当する場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 前項の記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。</p>	
<p>(個人情報の管理の原則)</p>	
<p>第18条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。</p>	<p>(個人情報の管理の原則) 第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。</p>
<p>(個人情報の安全管理対策・等発生時の報告・通知)</p>	
<p>第19条 個人情報保護管理者は、個人情報および匿名加工情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</p>	<p>(個人情報の安全管理対策) 第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</p>
<p>2 商工会議所は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護委員会規則の定めに従い、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。</p>	
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p>	
<p>第20条 商工会議所は、保有個人データに關し、次の各号に掲げる事項を、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。</p>	
<p>(1) 商工会議所の名称および住所並びに代表者の氏名 (2) 全ての保有個人データの利用目的（個人情報保護法第21条4項1号から3号までに該当する場合を除く。） (3) 次章の規定による求め又は請求に応じる手続 (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。） (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先</p>	
<p>2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (2) 個人情報保護法第21条4項1号から3号までに該当する場合</p>	
<p>3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的の通知</p>	

<p>ータの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。</p>	
<p>(自己情報の開示等)</p> <p>第21条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。</p> <p>ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p>	<p>(自己情報に関する権利)</p> <p>第17条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。</p> <p>2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。</p>
<p>2 開示は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他商工会議所が定める方法のうち、当該本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により行うものとする。</p>	
<p>3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知若しくは本人が請求した方法による開示が困難である旨の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。</p> <p>4 前第3項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第9条および第17条の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。</p>	
<p>(自己情報の訂正等)</p> <p>第22条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該個人情報に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、その内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等</p>	

<p>を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。</p>	
<p>3 前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。</p>	
<p>4 第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>	
<p>(自己情報の利用又は提供の拒否)</p>	<p>(自己情報の利用又は提供の拒否)</p>
<p>第23条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているという理由若しくは第4条又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止(以下「第三者提供の停止」という。)を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。</p>
<p>2 本人から、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る第19条2項に規定する事態が生じたことその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求された場合で、理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	
<p>3 商工会議所は、第1項又は前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は</p>	

<p><u>第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>4 前条第3項および第4項は本条に準用する。</p>	
<p>(消去・廃棄の手続き)</p> <p>第24条 個人情報および匿名加工情報の消去 および廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。</p>	<p>(消去・廃棄の手続き)</p> <p>第19条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。</p>
<p>(個人情報保護管理者)</p> <p>第25条 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報および匿名加工情報の管理業務を行わせるものとする。</p>	<p>(個人情報保護管理者)</p> <p>第20条 専務理事は、職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。</p>
<p>2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練、<u>作業責任者からの報告徴収および助言・指導等</u>を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。</p>	<p>2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示及び本規則の定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>(教育)</p> <p>第26条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする</p>	<p>(教育)</p> <p>第21条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。</p>
<p>(作業責任者)</p> <p>第27条 個人情報保護管理者は、個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。</p>	<p>(作業責任者)</p> <p>第22条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。</p>
<p>(監査)</p>	<p>(監査)</p>
<p>第28条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報を管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。</p>	<p>第23条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 専務理事は、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報を管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。</p>	<p>4 専務理事は、商工会議所内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。</p>
<p>5 省略</p>	<p>5 省略</p>
<p>6 省略</p>	<p>6 省略</p>
<p>(報告義務および罰則)</p>	<p>(報告義務及び罰則)</p>
<p>第29条 省略</p>	<p>第24条 省略</p>
<p>(苦情および相談)</p>	<p>(苦情及び相談)</p>

<p>第30条 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報および<u>匿名加工情報並びに個人情報保護コンプライアンス・プログラム</u>について、本人からの苦情および相談を受け付けて対応するものとする。</p>	<p>第25条 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムについて、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。</p>
<p>第10章 仮名加工情報</p> <p><u>(仮名加工情報の作成)</u></p>	
<p>第31条 仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。</p>	
<p>2 仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「削除情報等」という）の漏えいを防止するため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な安全管理のための措置を講ずる。</p>	
<p><u>(仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等)</u></p> <p>第32条 作成した仮名加工情報は、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。</p>	
<p>2 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。</p>	
<p>3 仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。ただし、委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ公表している場合に限る。）に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</p>	
<p><u>(仮名加工情報の照合等の禁止)</u></p> <p>第33条 仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。</p>	
<p>2 仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便もしくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。</p>	
<p><u>(仮名加工情報にかかる安全管理措置)</u></p> <p>第34条 仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必要なかつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。</p>	
<p>第11章 匿名加工情報</p> <p><u>(匿名加工情報の作成)</u></p>	
<p>第35条 匿名加工情報を作成するときには、特定の個人を識別することおよびその作成に用</p>	

<p>いる個人情報を復元することができないよう にするために必要なものとして個人情報保護 委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加 工するものとする。</p>	
<p>2 商工会議所は、匿名加工情報を作成したとき は、個人情報保護委員会規則で定めるところに より、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する 情報の項目を公表するものとする。</p>	<p>(匿名加工情報と加工方法等情報の保存)</p>
<p>第36条 匿名加工情報を作成したときには、別 途定めるところに従い、加工方法等情報を匿名 加工情報と異なる場所に保存しなければなら ない。</p>	
<p>(照合の禁止)</p>	
<p>第37条 匿名加工情報を作成して自ら当該匿 名加工情報を取り扱うに当たって、当該匿名加 工情報の作成に用いられた個人情報に係る本 人を識別するために、当該匿名加工情報を他の 情報と照合してはならない。</p>	
<p>2 第三者が作成した匿名加工情報を取り扱う に当たっては、当該匿名加工情報の作成に用い られた個人情報に係る本人を識別するために、 当該個人情報から削除された記述等若しくは 個人識別符号若しくは個人情報保護法第43 条1項の規定により行われた加工の方法に關 する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他 の情報と照合してはならない。</p>	
<p>(第三者に提供する際の措置)</p>	
<p>第38条 匿名加工情報を第三者に提供すると きは、施行規則で定めるところにより、あらか じめ、第三者に提供される匿名加工情報に含ま れる個人に関する情報の項目およびその提供 の方法について公表するものとする。</p>	
<p>2 匿名加工情報を第三者に提供するときは、当 該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名 加工情報である旨を明示しなければならない。</p>	
<p>3 匿名加工情報の取扱いの全部又は一部を商 工会議所以外の者に委託するときは、商工会議 所と同等の措置が委託先において適切に講じ られるよう、必要かつ適切な監督を行うものと する。</p>	
<p>第12章 雜則 (見直し)</p>	<p>第10章 雜則 (見直し)</p>
<p>第39条 専務理事は、監査報告書及びその他の 事業環境などに照らして、適切な個人情報の保 護を維持するために、定期的に、本規程の改廃 を含む個人情報保護コンプライアンス・プログ ラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示す るものとする。</p>	<p>第26条 専務理事は、監査報告書及びその他の 事業環境などに照らして、適切な個人情報の保 護を維持するために、定期的に、本規則の改廃 を含む個人情報保護コンプライアンス・プログ ラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示す るものとする。</p>
<p>附 則 本規程の改正事項は令和7年2月12日から 施行する。</p>	

議案第5号 黒石商工会議所特定個人情報保護規程の一部改正（案）
について

黒石商工会議所特定個人情報保護規程

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。	第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、 <u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> <u>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）</u> <u>二 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条2項が定めるもの）が含まれるもの</u>	(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）
(2) 省略	(2) 省略
(3) 省略	(3) 省略
(4) 省略	(4) 省略
(5) 省略	(5) 省略
(6) 個人番号関係事務 マイナンバー法第9条 <u>4</u> 項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条1項から3項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務	(6) 個人番号関係事務 マイナンバー法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項または第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務
(7) 省略	(7) 省略
(8) 省略	(8) 省略
(9) 省略	(9) 省略
(10) <u>特定</u> 個人情報保護管理者 専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を有する者	(10) 個人情報保護管理者 専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を有する者
(11) <u>特定</u> 個人情報監査責任者 専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者	(11) 監査責任者 専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者

(特定個人情報取得の原則)	(特定個人情報取得の原則)
<p>第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p> <p>2 特定個人情報の取得は、<u>偽りまたは不正な手段によって行ってはならない。</u></p> <p>3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、または他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。</p>	<p>第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p> <p>2 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。</p> <p>3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、または他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。</p>
(取得の手続)	(取得の手続)
<p>第5条 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、特定個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。</p>	<p>第5条 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。</p>
(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)	(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)
<p>第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、書面(様式1、同2)により利用目的をあらかじめ明示するとともに、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。</p> <p>(1) 特定個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>
(特定個人情報の提供の原則)	(特定個人情報の提供の原則)
<p>第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。</p> <p>2 削除</p>	<p>第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者に提供してはならない。</p> <p>2 特定個人情報を第三者に提供する場合には、第6条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。</p> <p>3 前項に基づき特定個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。</p>
(特定個人情報を誤って収集した場合の措置)	(特定個人情報を誤って収集した場合の措置)
<p>第20条 従業者は、誤って特定個人情報の提供を受けた場合、自らマイナンバーを削除または廃棄してはならず、速やかに所属長、第24条に定める事務取扱責任者、または第22条に定める特定個人情報保護管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>第20条 従業者は、誤って特定個人情報の提供を受けた場合、自らマイナンバーを削除または廃棄してはならず、速やかに所属長、第24条に定める事務取扱責任者、または第22条に定める個人情報保護管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 省略</p>
(特定個人情報保護管理者)	(個人情報保護管理者)
<p>第22条 専務理事は、役職員の中から特定個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理業務を行わせるものとする。</p> <p>2 特定個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、特定個人</p>	<p>第22条 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。</p> <p>2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、特定個人</p>

<p>人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。</p>	<p>報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。</p>
<p>3 特定個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。</p>	<p>3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。</p>
<p>(教育)</p> <p>第23条 特定個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。</p>	<p>(教育)</p> <p>第23条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。</p>
<p>(特定個人情報事務取扱担当者・責任者)</p> <p>第24条 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。</p> <p>2 特定個人情報保護管理者は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。</p> <p>3 特定個人情報事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 特定個人情報保護管理者に対する報告</p> <p>(8) 省略</p>	<p>(事務取扱担当者・責任者)</p> <p>第24条 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。</p> <p>2 個人情報保護管理者は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。</p> <p>3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 個人情報保護管理者に対する報告</p> <p>(8) 省略</p>
<p>(監査)</p> <p>第25条 専務理事は、特定個人情報監査責任者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。</p> <p>2 特定個人情報監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。</p> <p>3 特定個人情報監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。</p> <p>4 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、特定個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。</p> <p>5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を特定個人情報監査責任者に報告するものとする。</p> <p>6 特定個人情報監査責任者は、前項によりなさ</p>	<p>(監査)</p> <p>第25条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。</p> <p>2 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。</p> <p>3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。</p> <p>4 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。</p> <p>5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。</p> <p>6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置</p>

れた改善措置を評価し、専務理事および <u>特定個人情報保護管理者</u> に対して報告するものとする。	を評価し、専務理事および個人情報保護管理者に対して報告するものとする。
(報告義務および罰則) 第26条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を <u>特定個人情報保護管理者</u> に報告するものとする。 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候を把握した者は、その旨を <u>特定個人情報保護管理者</u> に報告するものとする。 3 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、前2項による報告の内容を調査し、違反の事実、または特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。 4 省略	(報告義務および罰則) 第26条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候を把握した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。 3 個人情報保護管理者は、前2項による報告の内容を調査し、違反の事実、または特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。 4 省略
(情報漏えい等事案への対応) 第31条 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、速やかに「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、 <u>マイナンバー法第29条の4および個人情報保護委員会規則の定めに従い</u> 、適切かつ迅速に以下の <u>必要な対応</u> を行う。 (1) 省略 (2) 本人への <u>通知</u> (3) <u>個人情報保護委員会</u> への報告 (4) 省略 (5) 省略	(情報漏えい等事案への対応) 第31条 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、個人情報保護管理者は、速やかに専務理事、事務局長で構成される「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。 (1) 省略 (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡 (3) 特定個人情報保護委員会および主務大臣等への報告 (4) 省略 (5) 省略
(特定個人情報に関する事項の公表等) 第39条 <u>特定個人情報にかかる保有個人データに関する事項の公表について、個人情報保護規程第20条(保有個人データに関する事項の公表等)の規定に従う。</u>	
(自己情報に関する権利) 第40条 <u>本人からの特定個人情報の開示、訂正、利用停止又は消去の請求については、個人情報保護規程第21条ないし23条の規定に従う。ただし、個人情報保護規程第23条1項の適用については、「第16条」を「特定個人情報保護規程第17条1項」に読み替える。</u>	(自己情報に関する権利) 第39条 本人から自己の特定個人情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。
(自己情報の利用または提供の拒否) 削除	(自己情報の利用または提供の拒否) 第40条 本人から自己の特定個人情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。
(見直し)	(見直し)

<p>第41条 専務理事は、監査報告書およびその他の事業環境などに照らして、適切な特定個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、<u>特定</u>個人情報保護管理者に指示するものとする。</p> <p>附 則 本規程の改正事項は令和7年2月12日から施行する。</p>	<p>第41条 専務理事は、監査報告書およびその他の事業環境などに照らして、適切な特定個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。</p>
---	--

議案第6号 黒石商工会議所倫理規程（案）について

黒石商工会議所倫理規程（案）

令和7年2月12日制定

（目的）

第1条 黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）の役員および職員（以下「役職員」という。）が遵守すべき規律については、商工会議所事務局就業規則で定められたものほか、この規程で定めるところによる。

（役職員の基本的な心構え）

第2条 役職員は、自らの行動が本所の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

（利害関係のある業者及び個人との接触）

第3条 役職員は、本所の事業との関わりにおいて利害関係を有する業者および個人との接触において、直接・間接を問わず、また、利害の大小を問わず、外部からの疑惑や不信を招くようなことは厳に慎まなければならない。

（官公庁等との職務上の関わり）

第4条 役職員は、その職務に関連する官公庁ならびに関係の独立行政法人およびその他の公的な機関・団体（以下「官公庁等」という。）との関わりにおいては、官公庁等の性格・機能等を十分に認識し、外部からの疑惑や不信を招くようなことをしてはならない。

（職務上必要とする会食等の手続き）

第5条 職務として必要な会議・会合に伴う懇親会、会費制の会食、またはこれに類するケースで職務上必要とする事項については、第6条で定める服務管理者に届け出（会議案内状等の写しの提出、あるいは会議出席のための出張起案等でも可）をし、事前に了承を得なければならない。やむを得ない事情により、事前の届け出ができない場合には、事後、速やかに服務管理者に報告しなければならない。

2 講演、出版物への寄稿等に伴う報酬ならびに官公庁等の審議会、委員会の委員等として活動することに伴う謝金・謝礼等の受取りについては、服務管理者を通じて、事前に事務局長に届け出

(講演依頼状や委員等の就任依頼状等の写しの提出、あるいは就任承諾のための起案でも可) をし、承認を得なければならない。

3 第3条、第4条との関わりについて疑義が生じた場合、または、本条第1項、第2項の定めに照らしても判断がつきかねる場合には、その都度、服務管理者に届け出し判断を求めるものとする。

(服務管理者)

第6条 この規程の趣旨の徹底を図るため、服務管理者を置く。

2 服務管理者は、総務課長をもって充てる。

3 服務管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 役職員の規律に関する事項について、必要に応じ指導及び助言を行い、または相談に応じること。

(2) 前条の規定に基づきなされた届け出・報告を受理すること。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて、事務局長が服務管理者と協議のうえ、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年2月12日から実施する。

議案第7号 黒石商工会議所内部通報制度に関する規程（案）について

黒石商工会議所内部通報制度に関する規程（案）

令和7年2月12日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が行う事業における組織的または個人的な法令違反および諸規程等に反する不適正な行為（以下、「違法行為等」という。）に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって商工会議所運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の徹底に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(通報者および通報先)

第2条 通報者は、商工会議所の役職員（受入出向者、契約職員、派遣職員、アルバイトを含む。）とする。

2 前項に該当する者は、第3条および第4条に該当する事実を知ったときは、直ちに通報先に通報する。

3 通報先は、専務理事または内部通報窓口（総務課長）のいずれかとする。

（通報の対象となる事業）

第3条 通報の対象となる事業は、商工会議所におけるすべての事業とする。

（通報の内容）

第4条 通報の内容は、以下の違法行為等とする。

- (1) 犯罪行為およびそのおそれがあるもの
- (2) 法令および諸規程等に反する不適正な行為およびそのおそれがあるもの
- (3) 信義則上問題となるもの

（通報の方法・管理）

第5条 通報は、様式1の「内部通報制度 通報フォーム」に所要事項を記入し、郵送、FAX、eメール、または、持参のいずれかの方法による。

2 受けた通報は、様式2の「内部通報制度 通報管理台帳」により総務課長が管理する。

（内部通報窓口の役割・調査）

第6条 内部通報窓口に通報があった場合、総務課長は、速やかに専務理事に報告する。

2 総務課長は、専務理事の指示を受け、通報された事項に関する調査を実施し、その結果を専務理事に報告する。

（専務理事の役割）

第7条 通報先である専務理事は、直接通報を受けた場合、前条第2項の調査を総務課長に指示する。

2 専務理事は、必要に応じ、顧問弁護士に連絡・相談を行う。

3 専務理事は、通報を受けた場合、会頭に通報の事実、また、当該通報にもとづく調査結果および是正結果を報告し、指示を受けるものとする。

（調査協力義務）

第8条 役職員は、通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合は、調査に協力しなければならない。

（是正措置）

第9条 調査の結果、違法行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置および再発防止策を講じなければならない。

（処分）

第10条 調査の結果、違法行為等が明らかになった場合は、違法行為等に関与した者に対し、就業規則等に従って処分する。

(通報者の保護)

第11条 商工会議所は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して人事、給与、また就業環境を害すること等、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の保護・守秘義務)

第12条 通報された内容および調査で得られた個人情報は、総務課長が管理し、開示してはならない。正当な理由なく開示した者に対しては、就業規則等に従って処分する。

2 本規程に定める業務を行う者は、秘密を厳守しなければならない。

(回答)

第13条 内部通報窓口の担当者は、専務理事の指示を受け、通報者に対し、当該通報にもとづく調査結果および是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ回答する。

2 専務理事が直接通報を受けた場合は、通報者に対し前項の回答を直接行うことができる。

(不正目的の通報の禁止)

第14条 通報者は、虚偽の通報や不正に利益を得るため、あるいは他人に損害を与える等の不正な目的のために本制度を利用してはならない。不正目的の利用の場合は、通報を行った者が所属する商工会議所の就業規則等に従って処分する。

付 則

この規則は、令和7年2月12日から実施する。

様式1（第5条第1項関係）

内部通報制度 通報フォーム

このフォームは「黒石商工会議所内部通報制度に関する規程」にもとづき、当所内における組織的または個人的な法令違反および諸規程等に反する不適正な行為（以下「違法行為等」という）について、内部通報を行う際に使用する様式です。この内部通報については、通報を行ったことを含め、あなたの氏名、通報内容などは開示しません。また通報を理由とした不利益な取り扱いも行いません。内部通報窓口では、通報を受けた内容について調査を実施します。その際にはヒアリングなどのご協力ををお願いすることもあります。

太枠内の□には印を、空欄には所要事項をご記入ください。

通報先	<input type="checkbox"/> 専務理事 <input type="checkbox"/> 内部通報窓口		
通報者の氏名		通報日	年 月 日
所属もしくは 雇用区分	<input type="checkbox"/> 役職員（所属： 役職： ） <input type="checkbox"/> 受入出向者（所属： 役職： ） <input type="checkbox"/> 契約職員（所属： 役職： ） <input type="checkbox"/> 派遣職員（派遣元： 所属： ） <input type="checkbox"/> アルバイト（所属： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
希望する 連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話（電話番号： [自宅・職場・携帯・他] ） <input type="checkbox"/> メール（アドレス： ） <input type="checkbox"/> FAX（FAX番号： [自宅・他] ） <input type="checkbox"/> 郵送（住所： [自宅・他] ）		
通報内容	①被通報者（氏名： 所属： 役職： ） ②通報対象事実（既に生じている・生じようとしている・その他（ ） いつ： どこで： 何が： どのように： なぜ生じたのか： 対象となる法令違反など： ③通報対象事実を知った経緯： ④通報対象事実に関する考え方： ⑤その他 ⑥証拠書類の有無（有[内容：] 無）		

[注意事項]

内部通報は、十分な調査や通報者への適切なフィードバックのために、実名を原則とします。実際には匿名での通報も受付しますが、匿名の場合は十分な調査や通報者の保護、適切なフィードバックを行うことができないことがあります。

受付番号		通報受付日	年 月 日（ ） 時 分	受付担当
------	--	-------	-------------------------------------	------

様式2（第5条第2項関係）

内部通報制度 通報管理台帳

受付番号		通報受付日	年 月 日 () 時 分	受付担当	
専務理事への報告		年 月 日 ()			
調査の状況					
<input type="checkbox"/> 調査の必要性： 有・無 <input type="checkbox"/> 調査担当者： <input type="checkbox"/> 調査対象者・部門： <input type="checkbox"/> ヒアリング対象者： <input type="checkbox"/> 調査内容： <input type="checkbox"/> 調査結果： <input type="checkbox"/> 法令違反の有無： 有 () • 無 <input type="checkbox"/> 調査完了の通知： 濟 (/)					
是正措置の実施					
<input type="checkbox"/> 是正措置案の作成： 濟 (/) <input type="checkbox"/> 内容： <input type="checkbox"/> 実施：済 (/) <input type="checkbox"/> 所内処分の必要性： 有 (内容) 無 (理由) <input type="checkbox"/> 所内処分の実施： 濟 (/) <input type="checkbox"/> 是正措置完了の通知： 濟 (/)					
事後の状況確認					
<input type="checkbox"/> 公益通報者保護法の対象有無： 対象・対象外 (理由) <input type="checkbox"/> 通報者への不利益取扱有無： 有 (内容) • 無 <input type="checkbox"/> 不正行為の再発有無： 有 (状況) • 無 <input type="checkbox"/> 再発防止のために実施した対応： (実施日 /)					

会頭	専務	総務課長

議案第8号 黒石商工会議所財務関係資料等の公開に関する規則 (案)について

黒石商工会議所財務関係資料等の公開に関する規則 (案)

令和7年2月12日制定

(目的)

第1条 本規則は、黒石商工会議所（以下「当所」という）の公共的・公益的性格に鑑み、自ら、その財務関係資料等の情報を公開することで、当所の事業活動に関する国民各層からの理解を深めることを目的とする。

(公開する財務関係資料等)

第2条 当所が公開する財務関係資料等は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書・事業計画書
- (2) 収支決算書・収支予算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表等説明資料
- (6) 固定資産台帳
- (7) 監査報告書

(非公開情報と閲覧拒否)

第3条 次に掲げる財務関係資料等は、原則として公開しない。

- (1) 個人別給与、住宅ローン等、個人を特定できるプライバシーに関するもの
 - (2) 商工会議所事業の適正な遂行を妨げるおそれのあるもの
 - (3) 特定の個人に利益や不利益を与えるおそれのあるもの
 - (4) 特定個人情報
- 2 公開情報の閲覧目的が、当所を誹謗・中傷することにあることが明らかな場合には、閲覧を拒否できるものとする。
- 3 閲覧者は、当該資料を丁寧に取り扱うこととし、汚損した場合には、閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(情報公開担当部署)

第4条 情報公開担当部署は、総務部総務課とする。

(公開資料の備付け)

第5条 公開する財務関係資料等は、当所事務局の所定の場所に備え付ける。

2 備え付け期間は、5年間とする。

(閲覧手続きと閲覧場所等)

第6条 閲覧申込みは、所定様式の「財務関係資料等の閲覧申込書」で受け付ける。

2 閲覧は、当所事務局の所定の場所で行うものとする。

3 コピーサービスは、有料とする。

(委任)

第7条 本規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この規則は、令和7年2月12日から実施する。

<様式>

年 月 日

黒石商工会議所 事務局長 様

<閲覧申込者>

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
会社名又は勤務先 _____
役 職 _____
T E L _____

財務関係資料等の閲覧申込書

黒石商工会議所の財務関係資料等の閲覧を申込みます。

閲 覧 の 目 的 ※簡潔にご記入ください。	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
-------------------------------	-------------------------------

【注意事項】

1. 公開している財務関係資料等は、収支決算書、貸借対照表、財産目録、貸借対照表説明資料、固定資産台帳、監査報告書、事業報告書、事業計画書・収支予算書です。
2. 閲覧申込みに当たっては、運転免許証など身分を証明できるものを確認させていただきます。
3. 閲覧資料の貸し出しはいたしません。
4. 閲覧は、当所指定の場所でお願いします。
5. コピーサービスは、有料です。料金等は、当所備品料金表の通りとなります。

事務局記入欄

身元確認

運転免許証 身分証明書（勤務先発行など）

その他（）